

横福指第 143号
平成27年（2015年）9月18日

介護サービス事業者 様

横須賀市福祉部長

法令等の遵守の徹底について（通知）

介護サービス事業者は、人員、設備及び運営に関する基準に従って、利用者の人格を尊重し、法令を遵守し、適切なサービスを提供することが義務付けられており、これらの義務を果たさず、介護保険制度の趣旨・目的に反する行為を行っている介護サービス事業者には、厳正に対応することにより制度への信頼を確保することとされています。

このたび、本市では、人員基準違反や運営基準違反、不正請求、虚偽の指定申請などにより、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき指定居宅サービス事業者等の指定の取消処分を行ったところです。

介護保険制度は、保険料と公費を財源に運営されており、基準違反や不正請求、虚偽の指定申請といった行為は、利用者の信頼を失うのみならず、制度全般に対する信用を損ねるものであり、このような行為が発生した場合には、極めて厳正に対応することとします。

については、法令や基準等の遵守の状況を改めて確認し、適正な事業運営を確保するよう通知します。

事務担当
横須賀市福祉部指導監査課
指導監査第2係 046 (822) 8393